様式第１号（第６条関係）

令和７年度袋井市インターンシップ・仕事体験に関する覚書

袋井市（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲におけるインターンシップ・仕事体験に関し、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第１条　乙は、受入れの決定を受けたインターンシップ・仕事体験を行う学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の身分及び処遇）

第２条　甲は、実習生に甲の職員としての身分を与えないものとし、報酬等は支給しない。

（法令等の遵守）

第３条　乙は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

（１）実習に当たっては、法令（袋井市の条例、規則等を含む。）に従い、かつ、甲の職員の指揮及び監督に従うこと。

（２）実習に当たっては、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。

（３）実習に当たり知り得た秘密を、実習期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らさないこと。

（実習費用）

第４条　甲は、乙に対し、実習に要する費用を請求しない。

（事故責任等）

第５条　乙及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

２　実習生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙及び実習生は、甲又は第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

（実習の中止）

第６条　甲は、甲の責めに帰すべき事由により、この実習を中止しようとするときは、実習を中止しようとする日の５日前までに、乙に当該実習の中止を申し入れ、乙及び実習生の同意を得るものとする。

２　甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

（１）令和７年度袋井市インターンシップ・仕事体験の実施要領第８条第１項から第３項までの規定に違反したとき。

（２）正当な理由なく、実習に参加しないとき。

（３）市の業務に支障を来たすと認めたとき。

３　前項の規定により乙又は実習生に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

（定めのない事項等の処理）

第７条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保

有する。

令和７年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　袋井市新屋一丁目１番地の１

袋井市長　　大場規之　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住 所

名称及び代表者名 　　 印